

## 心身障害者医療費の助成について

◎対象者…身体障害者手帳 1・2・3 級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。

※手帳の交付月から助成の対象となります。

※前年度の所得により、毎年 8 月に見直しを行っており、本人及び家族の所得が一定額を超える方は、助成が受けられません。

◎助成額…医療費（薬剤含む）の自己負担

※保険のきかない費用（差額ベット代や食事代等）は助成の対象にはなりません。

◎助成方法…

・ 県内の病院の場合

→健康保険証と(障)医療費受給者証を病院・薬局（院外処方の場合）の窓口へご提示ください。医療費の自己負担金及び薬剤負担金が無料となります。

※更生医療等他の医療助成がある方は、受給者証が使えない場合があります。

・ 県外の病院及び更生医療等他の医療助成がある方の場合

→医療機関の窓口で、いったん自己負担金をお支払いください。

領収書を添えて市役所本館 1 階医療費助成窓口（7・8 番）または支所、各出張所へ申請すると銀行等口座への振込みにより医療費が助成されます。

◎振込日…

（65 歳未満）申請月の翌月の 20 日頃振込（月末までに申請した場合）

（65 歳以上）診療月の 4 か月後の 10 日頃振込（振込月の前月 15 日までに申請した場合）

※療養費の申請をされている方や高額療養費が発生すると見込まれる場合は、保険者からの支給確定後の振込となります。

◎医療費の申請には下記のものが必要です。

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・ 領収書（氏名・内訳の記載があるもの） ※レシートや金額のみのものは不可
- ・ 印鑑 ※スタンプ式印不可
- ・ 金融機関の通帳 ⇒ 新規申請・口座変更時のみ必要

※申請は、診療月の翌月以降に月まとめでお願いします。

※診療を受けてから 1 年を経過した領収書は助成の対象になりません。

★加入保険、住所等の変更の場合は、必ず届け出てください。

※65 歳から 75 歳未満の人で一定の障がいのある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・ 医療費の支払い、助成の資格認定に関すること ふれあい福祉課 72-7852
- ・ 後期高齢者医療制度に関すること 保険年金課（後期年金係）72-7867